

1. 議事日程第4号

(平成20年第6回大口町議会定例会)

平成20年6月17日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	木野 春徳
11番	齊木 一三	12番	倉知 敏美
13番	酒井 久和	14番	吉田 正輝
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鎧	副 町 長	社本 一裕
教 育 長	井上 辰廣	政策調整室長 兼 総務部長	森 進
政策調整室 参事兼 政策調整課長	大森 滋	健康福祉部長	水野 正利
環境建設部長	近藤 則義	環境建設部 参事兼 環境経済課長	杉本 勝広
会計管理者	前田 守文	教育部長兼 生涯学習課長	三輪 恒久
行政課長	前田 正徳	こども課長	鈴木 一夫
保 育 長	中野 幸子	保険年金課長	吉田 治則

健康課長 河合俊英

学校教育課長 近藤孝文

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 近藤 登

議会事務局長 佐藤 幹 広

## 開議の宣告

議長（吉田正輝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

## 一般質問

議長（吉田正輝君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日の一般質問では吉田正君まで終了しております。

## 柘植 満 君

議長（吉田正輝君） 通告の順序に従って、次は柘植満君。

3番（柘植 満君） おはようございます。3番議席、柘植満でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

初めに、自転車の安全利用の推進についてお尋ねをいたします。

改正道路交通法が6月1日から施行になりました。自転車に関する通行ルールが改正をされることになりましたが、改正の目的は、多発する自転車事故を防ぐということにございます。大口町内での19年度の交通事故発生状況によりますと、人身事故は20件で減少しておりますけれども、死亡と重傷者が5人増加していると。江南警察管内の自転車事故は349件で、12件ふえております。全国では自転車に衝突されて歩行者が死亡するなど、自転車が絡む人身事故が急増しているという状況でございます。交通局の調査によりますと、昨年の全国で起きた自転車関係する交通事故は17万4,262件、10年前の1.2倍になっております。このうち対歩行者の事故は2,762件で、前年に比べ7.4%増加し、10年前の4.8倍に大きく増加している状況でございます。改正では自転車安全利用5則が定められました。1．自転車は車道が原則、歩道は例外。2．車道は左側を通行。3．歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行。4．安全ルールを守る。5．子供はヘルメットを着用するとあります。このことを踏まえながら質問させていただきます。

1．改正になりました交通ルールは、まだあまり周知されておられません。そこで、一日も早く各保育園や小中学校での交通安全指導の徹底を行う必要がありますが、どのように指導されているのか、お聞かせください。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 改めまして、おはようございます。

ちょっと余談になりますけど、けさ私も出勤途中にオークマさんのちょうど南西の県道外坪扶桑線の信号のない交差点でございましたが、貨物トラックとバイクの、ちょうど私の目前50メートルぐらいのところまで事故を見かけたんですけど、トラックに乗ってみえた方は119番に携帯でかけられる、私は江南署の方に携帯で電話するといった事故を見かけたわけですけど、いずれにしましても交通事故はいつ発生するかわかりませんが、お互いに気をつけたいと思っております。

それでは、御質問の件にお答えしてまいります。

保育園では交通安全指導を毎月1回実施しております。その内容は、園外散歩を通して道路の歩き方や信号の渡り方の指導を行ったり、園内では乗り物遊びをしたり、三輪車や電車、自動車を使ったりして遊びながら学習するとともに、スライドや紙芝居等で視覚的に指導もしております。また、実地体験として年長児は自動車学校に出向き、交通安全教室に参加したり、ちびっ子警察官になって町内スーパー等で交通安全のPR活動も行っております。さらに、自転車協会の協力のもと、年1回、自転車点検も実施しております。

また、今後でございますが、道路交通法の改正に伴い、園児にもわかりやすい交通安全教室を開いていただけるよう、江南警察署にもお願いをしてみたいと考えております。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長兼生涯学習課長（三輪恒久君） それでは、お答えをします。

今回の道路交通法の改正の中に、乗用ヘルメットに関する規定、普通自転車の歩道通行に関する規定があります。ヘルメットに関することについては、児童・幼児を保護する責任のある者は、13歳未満の児童・幼児を自転車に乗車させるときは乗用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないとされています。このことについては、改正以前から児童・生徒が自転車に乗る場合のヘルメットの着用については指導を行っておるところであります。今後も、登下校時、下校後の自転車のヘルメットの着用の児童への指導、保護者へのお願いを行ってまいります。

また、歩道通行に関することについては、自転車は車道通行が原則ですが、自転車歩道通行可の標識があるときに加え、自転車の安全を確保するため歩道を通行することがやむを得ないときは歩道通行ができることになっております。このことについては、歩道での自転車と歩行者との事故がないように、歩道での安全確保、安全な自転車の乗り方、正しい歩行の仕方などを体験学習により一層の交通安全意識向上を図っていくところでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、小学校では朝礼時の校長による講話、一斉下校時の教師による指導、あるいは学級活

動の中での指導を行っているところであります。

( 3 番議員挙手 )

議長 ( 吉田正輝君 ) 柘植満君。

3 番 ( 柘植 満君 ) 中学校ではヘルメットの着用の指導というふうに出てきましたけれども、またヘルメットのことについては後でお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、今いろいろと指導はされているということで、自転車は車道を走るということを指導されているというお話でございました。車を運転中、自転車が突然飛び出してぶつかりそうになった経験が皆さんもおありだと思います。私も、中学生が路地から飛び出してきて危ない目に遭ったことが何度かございます。また、安全ルールには並列は禁止されておりますけれども、横に並んで自転車で走行しているところをよく見かけます。住民の方からも、危ないんじゃないかという声もよくお聞きしております。

新しい中学校ができ、学校の信号の交差点、そして北側の出口、あそこに自転車置き場が多分あると思うんですけれども、そこからそういう時間にたまたま走りました。自転車で一斉に下校しますので、そのまま道路へ自転車ではばーっと横切らなきゃいけない。あそこはヤマザキの寮があるところで、道路がカーブしておりますね。そういうところで並んで出てきて、とても危ない体験をしました。このままではいつか事故につながるのではないかという心配をいたしました。下校時のときの様子は学校では確認をされているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長 ( 吉田正輝君 ) 教育部長。

教育部長兼生涯学習課長 ( 三輪恒久君 ) 下校時の関係であります。

先生方が時間の許すところで、辻に立ってみたり、生徒さんに言葉をかけて交通安全を促しているというところであります。

( 3 番議員挙手 )

議長 ( 吉田正輝君 ) 柘植満君。

3 番 ( 柘植 満君 ) 生徒ですので、普通にこういうことをしないようにと言っても、みんなと一緒に帰るときは心も弾む。わいわい騒ぎながらというようなことで、そういうことも忘れて並列で走ったりということになるのではないかなと思いますけれども、自転車が絡む事故の7割が自転車側に違反があったというデータでございます。走行ルールの大切さが問われることでありますけれども、指導されているということですが、そういった危険な感じが見受けられますので、事故防止に帰りの時間に必ず毎日声をかけるということも、ただ気をつけて帰りましょうではなくて、具体的に例えば飛び出しはしないようにとか、並列で並んで走らないとか、そういった声かけをするだけで防止の効果につながっていくのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長兼生涯学習課長（三輪恒久君） おっしゃるとおりであります。今までもそうした言葉はかけておりますけれども、なお一層交通安全の厳しさ、悲惨さを子供たちにビデオ、あるいは学級指導を通じまして十分に喚起を促していくということで御理解がいただきたいと思っております。

（ 3 番議員挙手 ）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3 番（柘植 満君） 広報活動や安全教育の推進、そして啓発強化を保護者も含めまして実施していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、子供自転車パスポート事業の実施について伺いたいと思っております。

先ほどもお話ししましたように、まだまだ今回の新しい改正には皆さんがまだ周知をされていないという状況ではないかと思っておりますが、小学生も結構危ない運転が多いです。自転車の安全な交通ルールの指導、実習、講義ということをされているということをお聞きしましたけれども、受講すれば修了証にもなるパスポートを交付して交通安全に対する意識啓発というふうにつなげていってはいかがでしょうか。少し目先が変わると、また子供さんたちの意識も変わってくるのではないかと。しっかり講義を受けてパスポートをいただいたという、ちょっとしたことですけれども、そういったことで行われてはいかがでしょうか。

また、大人につきましても、大口町にお住まいのお年寄りの方たちはとてもお元気で、朝早くからグラウンドゴルフへ出かけられたり、自転車に乗られる方が大変多いと思っております。事故は高齢者の女性に多いということですので、講習会を受講された方たちに自転車免許証というのを発行する。子供さんと同じですけれども、そういった形でまた意識啓発を行ってはどうかと思っておりますけれども、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 道路交通法の改正により普通自転車の歩道通行に関する規定の整備がされまして、普通自転車を運転する児童・幼児・70歳以上の高齢者などが歩道が通行できるようになりました。本町においては、各保育園・幼稚園を対象に、先ほど福祉部長からも御紹介をしました名鉄自動車専門学校の協力によりまして交通安全教室を実施いたしております。この交通安全教室では、交通ルールについてビデオによる教習、乗車中の注意、車のバック灯の点灯、ヘルメットの着用についての指導等及び教習のコースを試走しまして交通安全について教育をいたしております。また、交通安全教室に出席をしました園児に対して交通安全免許証をお渡しいたしております。

小学生の自転車の安全利用については、学校等に働きかけを行い、例えばグラウンドに交通

安全教室用の信号機を設置した交差点をつくりまして、より実践的な交通安全教室が開催できるよう考えていきたいというふうに思っております。また、交通安全教室に出席をした児童に、議員御提案の交通安全免許証、あるいは受講修了カードなどをお渡しができればということもあわせて考えております。

大人、特に高齢者を中心とした自転車安全運転の向上につきましては、例えば高齢者が多く集まる各行政区の老人クラブの会合、グラウンドゴルフなどの場に町側から積極的に働きかけ、従来の講話方式はもとより、自転車を使用した、より実戦的な交通安全教室を実施し、道路交通法の改正については周知をしてまいりたいというふうに考えております。

( 3 番議員挙手 )

議長 ( 吉田正輝君 ) 柘植満君。

3 番 ( 柘植 満君 ) どうかよろしくお願ひしたいと思います。

酒井久和議員も、今まで自転車で引っ張って犬をお散歩させていたというふうにおっしゃってございましたけれども、今回から改正になったので自転車で片手運転ではいけないのでということで、今は歩いて散歩をしているというふうにおっしゃって、早速ルールを守っていただいているということでございますので、私たちもしっかりとその辺も含めて守っていかねばいけないと思います。

それから、3番目に子供のヘルメット無償配布についてお尋ねをいたします。

先ほどもお話をいただきましたけれども、ヘルメットの着用についてはちゃんと指導していただいているということでございます。13歳未満の児童・幼児が自転車に乗るときはヘルメットの着用が努力義務ということになります。交通事故総合分析センターの調査によりますと、お母さんの自転車でママチャリというんですけれども、ママチャリに同乗した6歳未満の乳幼児死傷者数は10年で2倍を上回っているという調査結果が出ております。子供を乗せて自転車を運転する保護者の4割が転倒事故の経験を持つという調査も出ております。私も3人の子供がいますので、2人乗り、3人乗りというふうにして子育てをしてまいりました。だから、当然そういった危ない経験もしております。ヘルメットの着用で頭部の衝撃を五、六割程度に緩和できるというふうに言われております。脳の損傷を受ければ一生障害を持つことになります。年齢が低いほど頭部に損傷を負う事故が多くなっておりますので、児童へのヘルメットの無償配布について見解をお聞かせください。

議長 ( 吉田正輝君 ) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 ( 森 進君 ) 今回の道路交通法の改正により、議員からもたびたびお話がありましたが、6月1日から自転車利用者対策として、児童・幼児に対するヘルメットの着用の努力義務が保護者に課せられました。本町においては毎年、各保育園、幼稚園児を

対象に交通安全教室を開催していますが、本年度からはヘルメットが義務化されたことを含めた教室にしたいと考えております。また、保護者を対象とした保育園児の送迎用自転車の安全点検時に、さらには小学生を対象とした自転車安全点検時に今回のヘルメット義務化の啓発をまいります。

幼児・児童用ヘルメットについては、無償配布をするということではなく、今回の法の改正を受けて自分の子供は自分で守るという意識をもとに、親と子が交通社会における安全をともに考えていただけるよう啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

( 3 番議員挙手 )

議長 ( 吉田正輝君 ) 柘植満君。

3 番 ( 柘植 満君 ) 努力義務ですので、お母さん、保護者がどういう意識を持たれるかということが大変重要になってくるかとは思いますが、もちろん保護者がきちっとした対応をされればいいんですけども、なかなかそういったふうにも現状では考えられないと思います。啓発をしっかりとさせていただくということですけども、先ほどもお話をしましたが、頭部の衝撃が五、六割程度に防げるということで、子供の生命を守るという観点からしますと、本当にそういったことをしっかりと守っていただければというふうに思います。

そういったところで、無償配布がだめな場合には幼児向けヘルメットの購入の助成をやっていくという自治体もございます。お母さんたちは、やはり幼児向けのヘルメットがあるとは知らなかったというお母さんも、また面倒だからという理由が多いと思いますけれども、先ほども申しましたけれども、大切な子供の生命を守るためにヘルメットの着用の徹底普及・啓発は当然大事なんですけれども、そういった全体ではなくて、ママチャリに同乗している子供が転倒して事故に遭うということも結構多いということもありますので、どこか起点をつくっていただいて、ヘルメット購入の助成をというお考えはいかがでしょうか。

議長 ( 吉田正輝君 ) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 ( 森 進君 ) 私の知る範囲でございますけれども、子供の自転車に乗るためのかごを買ったりするようなところでも、ヘルメットの着用をお店の方で勧めておるといような状況も実は目にしております、正直、私の孫が自転車に乗れるぐらいの年になりまして、先日、町内のあるスーパーへ行きましたら、やはりヘルメットをつけてくださいといようなことを勧められまして、かごとあわせてヘルメットを購入してきたと。これは確かに6月1日以前の話でございます、そういうようなこともありますし、子供さんというのはなかなか帽子をかぶるといことを嫌がりまして、ヘルメットの着用も非常に難儀をして着用させておるといような状況もあるようでございます。



そんな中で今補助をというようなお話もあったわけですがけれども、私どもとしては先ほども御回答申し上げましたように、まず道路交通法の改正により子供さんの命を守るのは保護者ですよというようなことで、子供さんの生命を守るための保護者の義務というものに啓蒙・啓発の重点を置いて考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

( 3 番議員挙手 )

議長 ( 吉田正輝君 ) 柘植満君。

3 番 ( 柘植 満君 ) よくわかりましたけれども、また機会がございましたら再度御検討をお願いしたいと思います。

4 番目に、自転車専用道路の整備についてお尋ねをいたします。

今までは多くの自転車が歩道を走っておりました。自転車は車道だと言われても、現状の道路では危なくて安心して走れないところが多いのではないのでしょうか。部長さんは自転車で町内を走られたことがあると思いますけれども、車道を走られて安心して走ることができましたかどうか、そこら辺の御感想をお願いいたします。

議長 ( 吉田正輝君 ) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 ( 森 進君 ) その道路の状態によって、そういうことを感じたり感じなかったりということございまして、私の通勤経路の柏森大口線に関しては安心して、歩道の方が幅員もありますので自転車で通ったことはございます。

( 3 番議員挙手 )

議長 ( 吉田正輝君 ) 柘植満君。

3 番 ( 柘植 満君 ) 部長の住んでおられるところからここまでが安全にされているという、たまたまそういうところにお住みになっていたということですので、ちょっと聞く相手が悪かったかなあというふうにも思います。

私は自転車には時々乗りますけれども、車道は怖くてちょっと走れません。本当に道路交通法を守る必要はあるんですけども、現在の交通事情や道路事情を考えれば、厳格に道路交通法を守ると事故がふえる心配もあるというふうにも言われております。一方、ドライバーも事故防止に集中する余りに、交通渋滞の原因となりかねないということも言われております。特に大口を通るトラックは多くて、自転車の専用道路の整備のあり方を早急に見直すことが必要ではないのでしょうか。御見解を伺います。

議長 ( 吉田正輝君 ) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 ( 森 進君 ) 御質問の自転車専用道路の整備計画は、具体的には本町においては現在ございません。地元要望等による道路整備計画の際、自転車を運転する児

童・幼児と歩行者が安全に通行できることも加味をしましてお地元と調整し、歩道の設置、あるいは拡幅ができればというように考えております。しかし現実には、先ほども議員からお話がありました、狭く行き交うことができないというような歩道もあります。交通マナーとして、お互いに譲り合うということが大切だというふうに考えております。今後もその譲り合いの心が持てるように、自転車の交通マナー及び交通ルールの啓発には努めてまいりたいと考えております。

( 3 番議員挙手 )

議長 ( 吉田正輝君 ) 柘植満君。

3 番 ( 柘植 満君 ) 本当に日本の交通道路というのは歩道優先の道路があまりできておりませんので、その辺のところはもう少し国・県・地方を含めてやっていかなきゃいけないと思いますけれども、まず道路の横に低木を植えてありますね。そういう木が大きくなるころには、見づらい、見にくい、危ない、切ってほしいという要望が環境課にはたくさん苦情が行くと思いますけれども、そういった木をそこに植えて、きちっと手入れもできないのに大丈夫なのか。何でこんな木を植えるんだろうと。県は木を考えて、選んで植えているんだろうかと思うことがたくさんございます。私ごとですけれども、皆さんにもそういったいろんな苦情をお聞きしますので、そういった必要でない部分を全部取り払いまして自転車の道路をつくったら、もっと広く、そして安全に自転車が走れるんじゃないかなあというふうにも思います。これは大口町だけで考えることではないと思いますが、そういったことについてどのように考えられますか。

議長 ( 吉田正輝君 ) 環境建設部長。

環境建設部長 ( 近藤則義君 ) 今の御質問ですが、より安全に、それぞれの利用形態の方が利用していただくというのが原則でございます。そういう中でもありますが、道路にはいろいろの形態等もございますし、それから地元等との調整等もございますし、ケース・バイ・ケースかと思っておりますので、そういうお話がある中で話がまとめていけるところについては、できるだけ前向きに検討してまいりたいなというふうに思います。

( 3 番議員挙手 )

議長 ( 吉田正輝君 ) 柘植満君。

3 番 ( 柘植 満君 ) 道路も、いろいろ無駄な部分をつくってあるところもないとは限らないように感じますので、自転車・歩道が安全に通れる、走れるというような道路整備も大口町ともしっかりと考えていただきたい。ガソリンも高くなりますし、少しでも生活の節約を考えて、また健康、メタボの解消のためにも自転車に乗る方たちがふえてくるんじゃないかというふうにも思います。自転車道の整備を早急に国と地方が協力して、歩行者・自動車・自転車

の共存が求められておりますので、どうか今後、自転車道の整備を推進していただけるようによろしくをお願いをしたいと思います。

それから大きな2番目、妊産婦健診のさらなる公費負担の拡充についてお尋ねをいたします。

妊産婦健診につきましては昨年10月より7回まで無料に拡大をしていただき、大変喜ばれており、早急な対応に感謝しているところであります。少子化対策の地方交付税が700億円に倍増され、全国各地で今年度から公費負担が拡大されております。公明新聞の調査では、今年度の全国の公費負担状況は1,811市町村のうち約8割の1,418自治体で拡大がされます。厚労省の調査では、昨年8月時点での市町村の公費負担の回数が平均5回以上だった県は、秋田、福島、石川、山梨のわずか4県でございました。経済的理由などから妊婦の健診を受けない方たちの飛び込み出産が社会問題化いたしまして、母子手帳を持っていないことがたらい回しを生む要因になったということから、今年度は全国で拡大されることになったというふうな流れがございます。全市町村で5回以上の県が32県になりました。また、14回以上の市町村は95も大幅に増加して、秋田県は全市町村で10回以上実施されるということでございます。子供を持たない理由の1番に経済的要因というのが調査結果で出ております。そういうことから考えますと、全回無料にしていただきたいというふうに思いますけれども、今回さらなる無料健診の拡大をお考えいただけないでしょうか、見解を伺います。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） それでは、お答えさせていただきます。

妊産婦の健康診査は、妊産婦の健康の保持増進と異常の早期発見及び治療のために行うもので、本町では公費で負担する回数を昨年4月に4回、議員からも御紹介がありましたように、10月からさらに7回と拡充してきております。この妊婦健診の公費負担につきましては、昨年度、少子化対策の一環として地方交付税算定に組み込まれ、健診回数の指針が示されたことから、多くの市町村で昨年度から今年度にかけて公費負担回数を拡充していることは御案内のとおりでございます。

本町でも、経済的支援を含め、子育て支援のための各種施策を展開しておりまして、ことし4月から子ども医療費の対象を県下に先駆け拡大いたしました。妊婦健診を7回に増加することにより、おおむね1,000万円ほどの費用が必要となります。妊婦健診の充実した市町村が、必ずしもそのまま子育て支援が充実しているというわけではありません。妊婦が受けるべき健診の回数は13回から14回が国の基準では望ましいと言われておりますが、その全回数を公費負担することが子育て支援のために最も効果的な施策なのかといったことも含め、妊婦健診だけに限定するのではなく、来年度に向けて子育て支援の施策を総合的に検討してまいりたいと考えております。

( 3 番議員挙手 )

議長 ( 吉田正輝君 ) 柘植満君。

3 番 ( 柘植 満君 ) 子供を産むという意味決定、条件の中に、回数だけではもちろんございません。産みたいと思える社会や地域づくりが必要だと思えます。町長、それから職員の方たちも講義を受けましたけれども、スウェーデンのように出産から子育てを国全体、社会全体で支援する体制づくりが必要だと思えますけれども、これは大変な意識改革をしていただかないと進んでいかないというふうに思います。先ほど7回やって1,000万、回数が多いから子育てが充実しているとは言えない。全体のというふうにお話をされました。私もそう思います。

今回、ボランティアの拠点づくりということで出ておりました。それが計画をされておりました。私は、ボランティアの拠点づくりがだめだということではなくて、子育ての全般的な支援の観点からいいますと、子育て支援の拠点を先につくるべきでないかというふうに考えます。子育て支援の拠点がいないところは、近隣では多分大口だけだと思えます。子育てにこれで十分だということはないと思いますので、その辺のところも含めまして子育て支援の取り組みということもしていただきたいなと思えますが、子育て支援の拠点づくりに対しましてもう一遍お尋ねいたします。

議長 ( 吉田正輝君 ) 健康福祉部長。

健康福祉部長 ( 水野正利君 ) ボランティア拠点といいますか、厳密には私どもが考えておりますのは町民活動センターというような仮称で考えておりますが、この支援よりも子育て支援センターを優先すべきではないかというような御質問でございます。

この御質問につきましては、これまでも何回かいただいておまして、大口町としましては、この拠点整備、箱物整備ではなくて、ソフト面での、例えば今子育て支援にかかわることも課、健康課、さらには保育園、児童センター、こういったものを有機的にお子さん、あるいはさらに保護者の方が使っていただく。さらには行政の情報を発信することによって子育て支援センターの機能が発揮できるのではないかというような考え方を持っております。さりとて、一元的に今そういったセンターを整備することが悪いということではございませんので、こうしたことにつきましても前向きに検討をしてみたいと考えております。

( 3 番議員挙手 )

議長 ( 吉田正輝君 ) 柘植満君。

3 番 ( 柘植 満君 ) 子育ての拠点づくりは、建物をつくってほしいと言っているわけではございません。そういった、ちゃんと場所があってというふうに何度もお話をしておりますけれども、そういうことからお話をさせていただいております。

今、若い御夫婦が引っ越しなどでどこに住むかというときにインターネットで調べられるよ

うになっておりまして、各市町村でどういう子育て支援が充実しているか、これをチェックされるんですね。何々市は、何々町はどこでどういう支援が行われているか、そういうところをしっかりと調べて、子育てがしやすい環境が進んでいるところに引っ越しをされるんだそうです。本当に今後とも子育ての充実した環境づくりの取り組みをお願いしたいと思いますので、妊産婦健診につきましては、また拡充のことも続けて御検討していただきたいと思います。

3番目に、動物愛護の観点から2点お尋ねをいたします。

まず、1番目にドッグランの整備について。

昔は番犬だった犬も、生活環境も変わり、今は家庭の一員としてかわいがられている家庭がふえております。混迷の社会の中で人の心をいやすセラピー犬として、老人ホームやいろんな施設でも活躍をしております。

まず、大口町で登録されている犬猫は今どれだけになっているのか、教えていただきたいと思います。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 大口町の19年度末の犬の登録頭数は約1,800頭になります。

なお、猫については登録がありませんので把握はされておられません。よろしくお願ひいたします。

（3番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 前回11年度にこの質問をさせていただいたときに、愛知県動物保護管理センターには犬が994頭、そして猫が4,342頭持ち込まれているというふうに聞きましたけれども、それは今年度はどうなっていますか、教えてください。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） まことに申しわけございませんけど、最新の情報が今ちょっと手元にありませんので、お許しをいただきたいと思います。

（3番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 犬も、ストレスもたまれば、人間と同じように病気にかかります。犬のメタボもふえてきております。自由に走り回って元気に運動できるところが欲しいという声もございます。ドッグランを活用して、犬との生活マナーの向上、そしてしつけ教室などを実施しているところがございます。ドッグランがあれば自由に運動させられるということで、ぜひドッグランの整備を検討していただきたいと思いますけれども、見解をお尋ねいたします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） ドッグランの整備をということでございます。

人と動物の共生ということを目指しまして、愛知県では先ほど言われました動物保護管理センターというものが設置されております。この施設におきましては、専門知識を有した職員を配置されて、子犬のしつけ教室、成犬のしつけ教室を初めとした人と動物が共生するために必要なさまざまな事業を行われております。したがって、本町では今のところはドッグランを整備していくという考えはない状況でございます。現在ある施設を紹介するなどしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

（3番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 町のお考えとしては、必要がないというふうなのか、場所がないということなのか、いかがですか。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 今の御質問ですが、確かに私もいろいろと調べさせていただきましたら、大都市の都心には多数ありました。というのは、犬を散歩させるにしてもそういう道路状況にないとか等々、やっぱりこういう田舎とは状況が違うのかなあという中で、大きなところについては、そういう状況の中でたくさんの施設が必要であるということでつくられておるかなあと思います。したがって、必要か必要でないかというのではなくて、そういうドッグランにかわるような形での空間というのが大口町にはございますので、開放はできないんですけど、それを代用するような形で犬と触れ合っていただくなり、さらには今言いましたように、しつけ教室など、そういう施設を使っただけで利用していただくというような形をお願いしてまいりたいと思っております。

（3番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） ありがとうございます。

ドッグランといいますと、まず人間のためのものではないということで、なかなか取り上げられていかないということもあるかと思います。先ほども言いましたけれども、犬猫は本当に家族と同様で、メタボなんかも多くてということで、犬猫病院には本当にいろんな病気をしている動物を連れてきている方が多いのにはびっくりいたします。少しずつ全国にもドッグランがふえつつありますけれども、なかなかやっていただけないというふうに思います。

犬や猫は人間と共存というか、お互いに、ある意味、支え合って生活をしている方もいらっしゃると思います。そういったことで仲よく生活をしていらっしゃると思います。今後、そういった場所がございましたら、ドッグランという施設も検討していただきたいというふうに思います。

犬を飼っていらっしゃる人たちは、犬というのは、お散歩で歩いていくだけでは多少運動にはなりますけれども、走り回る犬独特の本能といえますが、走るということがなかなか、この辺は田舎ではありますけれども、ロープを引っ張ってでしか歩けませんので、そういった施設もつくっていただきたいなあと思いますので、ぜひぜひそういうことも頭の中に入れていただいて御検討をお願いしたいと思います。

それでは、次に犬猫の避妊、去勢手術の助成についてお尋ねをいたします。

平成13年の3月にも質問させていただきました。再び取り上げさせていただきますけれども、先ほど愛知県の動物管理センターのこともお話ししましたが、大口町では1,800頭が登録をされているというふうにおっしゃいました。動物をかわいがっていらっしゃる方と、そうではなくて虐待をされている本当に両極端な動物がいます。そういった意味で、私たちも本当に多くの動物が処分されて、虐待も多くされてということで心が痛くなる思いをしておりますけれども、愛護の、そして保護の目的におきまして、犬猫の避妊及び去勢手術に補助制度のお考えはございませんか、もう一度お尋ねをさせていただきます。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 犬猫の避妊、さらには去勢手術の助成についてのお考えはということで御質問いただきました。

今、質問の中にもありましたように、過去に記録では2回ほど御質問をいただいております。今回、直近では3回目になるかというふうに思うわけですが、この去勢、さらには避妊の助成につきましては、平成17年に動物の愛護及び管理に関する法律が改正されて、都道府県において動物愛護管理推進計画を策定することが義務づけられました。愛知県においても、平成20年度を初年度といたしまして10年間の推進計画が策定されました。この計画では犬猫等の終生飼養、不妊去勢措置の徹底を飼い主の責務として掲げておりまして、犬猫の引き取り頭数を平成18年度の数から10年後に70%とする目標が定められております。

本町におけます平成18年度の犬猫等の引き取り頭数は、犬が4頭、猫が37匹となっております。犬猫の引き取り頭数を減らすためには不妊・去勢手術が有効であり、県内においては10市2町が助成金を交付しております。近隣におきまして、江南市、岩倉市が助成金を交付しております。この助成金につきましては、管内獣医師と行政で組織しております尾北狂犬病予防推進協議会においても議論されておりますが、助成金を交付しております岩倉市、江南市と、交付していません本町、犬山市、扶桑町との間に、犬の登録頭数に対する捕獲頭数、さらには引き取り頭数などで大きな違いがあらわれていないということ、各市町の引き取り頭数が減少傾向にある中で、特に助成金の交付による効果が現在までのところあらわれていないということなどによりまして、この助成金の費用対効果も今後注意して見守っていくことになりまし

た。したがって、この協議会での検証などを参考にして助成金の交付につきましては考えてまいりたいというふうに思っております。

( 3 番議員挙手 )

議長 ( 吉田正輝君 ) 柘植満君。

3 番 ( 柘植 満君 ) ありがとうございます。

それでは、最後に動物の愛護の質問をさせていただきましたけれども、動物にも仏性があるということは御存じだと思います。仏性、仏の性というふうに書きますけれども、辞典では「すべての生き物が持つ、仏になれる性質」、そして「仏の本性」というふうにあります。草や木や、すべてのものに仏の命が備わっているんだということでございます。動物にも当然仏の命が備わっているわけでございますから、私たちは動物に対してもっと生命尊厳を守っていくべきであると思いますが、部長の感想をお尋ねいたします。

議長 ( 吉田正輝君 ) 環境建設部長。

環境建設部長 ( 近藤則義君 ) おっしゃられるとおりでございます。私は、個人的にはあんまり犬猫と触れ合う機会がないもので、ふだんあまりそういうことに興味がないものですから申しわけないと思いますが、すべてのものはそういう魂があって、そういうものを敬う気持ちは持たなければならないということはいろいろと耳にしますし、そのようには思っておりますので、今回は犬猫に対しての御質問なんですけど、すべてのものに対してはそんなような気持ちでおらなければならないなというふうには思っておりますので、そんな程度の回答しかできませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

( 3 番議員挙手 )

議長 ( 吉田正輝君 ) 柘植満君。

3 番 ( 柘植 満君 ) ありがとうございました。以上で質問を終わります。

議長 ( 吉田正輝君 ) 会議の途中ですが、10時30分まで休憩といたします。

( 午前 1 0 時 2 2 分 )

議長 ( 吉田正輝君 ) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

( 午前 1 0 時 3 0 分 )

議長 ( 吉田正輝君 ) 環境建設部長より発言を求められておりますので、許可します。

環境建設部長。

環境建設部長 ( 近藤則義君 ) 先ほどの柘植議員さんからの引き取り頭数の回答ができておりませんでしたので、お答えさせていただきます。



平成19年度になりますが、一宮動物保護管理センターでの犬猫の引き取り件数となっております。犬が245頭、猫が2,683匹です。以上です。よろしくお願いいたします。

田 中 一 成 君

議長（吉田正輝君） 続きまして、田中一成君。

2番（田中一成君） 議長の御指名をいただきましたので、質問させていただきます。

4点にわたって質問させていただきますが、最初に農業再生の問題についてであります。

私は非農家でありまして、農業に実際にかかわっているといても小さな家庭菜園をやっているにすぎません。家庭菜園をやるにつきましても、たまたま同年のお父さんたちにいろいろと畑のつくり方などを教わったり、あるいはナガイモの苗をもらったことがあるんですけども、よう育てずに途中で放棄したり、いろんなことがありますけれども、先ほどは柘植議員から動物には全部仏の心があると言われましたけれども、植物も生き物でありまして、育てていると大変かわいい、愛情が生まれるものでありまして、たまには家内任せじゃなくて、畑に行くと土いじりなどをしなくちゃいけないなあと。心がそうすると和らぐなあとというふうに思います。

ちなみに、余分な話ですが、私は得意になりたいんですが食用菊、新潟から苗を持ってきて、今でもずうっと何十年来つくっておりますが、京都から東北一帯では赤い食用菊、黄色い食用菊というのは非常に普及しています。何のおかずがなくても食用菊があると御飯が進むというふうで、赤い色のやつは新潟の方では「もってのほか」、非常においしいので「もってのほか」という名前がついています。そんなものもつくっておりますが、さて本題に入ります。

今、地球規模で食糧危機が非常に深刻になっております。御承知のように、米や麦、トウモロコシなどが急騰しております。最近のアメリカのシカゴにおける穀物市場でも、アメリカの中西部で大規模な水害が起きまして、これらの穀物市場が品目によっては4月、または1月から倍加しているというような状況もございます。オーストラリアにおける天候異変なども影響しておりますし、何よりも投機マネーが穀物市場に流入しているというようなことでもあります。今、地球上で8億人とも10億人とも言われておりますけれども、途上国では飢餓にあえいでいるという状況もございまして、毎日大量の子供たちが餓死をしているというような状況もあります。

そういう中で日本の食料自給率が39%、低下の一途をたどっているのは御承知のとおりであります。最近、官房長官も減反などをやめたらどうだというような発言をして政府部内から批判をされているようでありますけれども、日本の食料自給率は、歴代の政府もこれは上げなければいけないというふうに言ってまいりましたが、残念ながら実効ある措置はされずに低下の

一途をたどっておりますが、ちなみに先進国、ヨーロッパなども見ましても、食料自給率は100%以上確保されているという状況がございます。先進国の中でも日本は非常に特異な状況にあると思います。

さて、世界の食糧が非常な危機状態にある中で、日本が世界の中でどういう役割を果たさなければならないのかということがあります。例えばミニマム・アクセス米、WTOの協定によって食料・穀物などを輸入しなければならないんだと。これは義務だと政府は言っておりますけれども、実は義務などという規定は全然ないということでありまして、輸入をしたい国々に対して規制をしないという程度のものでもありますけれども、日本は米は唯一穀物の中で自給自足ができる品目でありますけれども、この米さえも大量に輸入をして、そして日本の田んぼはといえば4割が減反の対象ということで、政府の規制にかかっているという異常な状況であります。

そういう中で、農業後継者の減少は日本国内でも深刻であります。今現在農業を担っている皆さんの大半が高齢者という状況もございます。この状況は大口町でも同じだというふうに思うわけであります。日本の農業とって大言壮語になりますので、大口町の農業の現状と当面の施策のあり方について現状を私自身がしっかりと頭の中に入れながら、皆さんとともに日本の農業のあり方について考えていけたらという視点で質問をさせていただきます。

まず、大口町の農家の戸数を専業農家・兼業農家別に、あるいは農業出荷額と申しますか農業生産額、それから農地の面積、田や畑ごとに10年前程度と比べて現在どのようになっているのか。遊休農地も10年前と比べるとどのようになっているのか、お答えいただきたいと思えます。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 大口町の現状についての御質問をいただきました。

大口町の平成17年の農林業センサス調査での農家戸数は、専業農家が36戸、兼業農家が269戸、自給的農家382戸、合計で687戸でございます。平成7年の農林業センサス調査と比較しますと、専業農家が11戸、自給的農家が70戸増加していますが、兼業農家は183戸減少し、全体では102戸減少しています。

平成17年の生産農業所得統計調査での農業出荷額は6億7,000万円で、平成7年と比較しますと4億6,000万減少しております。各年度の固定資産税課税状況によりまして、平成18年度の農地面積、田んぼは412ヘクタール、畑が129ヘクタールで合計が541ヘクタールです。平成8年と比較しますと、田が28ヘクタール、畑が18ヘクタール減少し、全体では46ヘクタール減少しています。

遊休農地の実態調査につきましては、農業振興地域整備計画を策定するための基礎調査の際

に、おおむね5年ごとに調査をしております。直近では18年度に調査を行った時点で、町内に田が3ヘクタール、畑が4.5ヘクタール、合計7.5ヘクタールの遊休農地がありました。

なお、10年前のデータについては今は手元にありませんので、失礼をさせていただきたいと思います。以上です。

(2番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 日本全体でも農家戸数が減っておりますし、大変な状況があるわけでありまして、大口町でも、今御答弁がありましたように、とりわけ兼業農家の戸数が急激に減っているという状況もありますし、田や畑についても合計46ヘクタール減少しているという状況がわかりました。

こうした状況の中で農協自体が、日本全体も、この地方でもそうですけれども、非常に店舗数も縮小され、会員数も減っているというような状況もあるようですけれども、農協の会員数、あるいは大口町内でも各地域に生産組合というんですか、農事組合というんですか、そういう組合等もありますけれども、その会員数の状況というのはどのような変化をしているのか。

それから、それぞれの農協やそれぞれの生産組合では、農業を維持し、振興することについてどのような問題意識や悩みを持っておられると行政はとらえておられるのでしょうか。

議長(吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長(近藤則義君) 今質問いただきました状況でございますが、愛知北農協に確認させていただきましたところ、農協の会員は正組合員と准組合員とで構成されておまして、正組合員の要件ですが、1反以上農地を所有し、90日以上農業に従事し、1万円以上出資している方が正組合員。なお、准組合員につきましては、1年以上農協と取引があり、1万円以上出資している方だそうです。平成19年度末の大口町を含む愛知北農協の組合員数は1万8,625人で、平成10年度末と比較して正組合員は473人減少、准組合員が4,428人増加という結果でございます。全体では3,955人増加したという状況になっております。また、平成19年度末の大口地区の農事組合数は36組合でございます。人数が1,275人で構成されております。

愛知北農協では、農業がほかの産業と比較して所得が低いので、中堅・若年層から敬遠され、農家の高齢化が進み、後継者不足が課題になっております。そのため、階層別に対応を検討し、農業技術講習会等を通して農業振興に取り組んでおります。

高齢者層については、朝市や産直への出荷を通して生きがいづくりを推進し、定年帰農者や若年層への農業技術を移転する学習コミュニティづくりや地域住民へ新鮮野菜を供給するという地域貢献意識の高揚に向けた場づくりの拡大に取り組んでいます。

次に、定年帰農者層については、水稻栽培と野菜栽培技術習得の機会の提供と販売ルートの

拡大及び確保に取り組んでおります。

次に、中堅・若年層については、農業所得を増大させ、安心して農業経営ができるよう、高収益作物への転化に取り組んでいるというような状況だそうでございます。

( 2 番議員挙手 )

議長 ( 吉田正輝君 ) 田中一成君。

2 番 ( 田中一成君 ) 農業については後継者もなかなかできがたい苦勞をされておられるようであります。

後継者がなぜできないのか。これは、今答弁にありましたように収益がきちんと確保できない、農業だけで生活が維持できないというところに最大の原因があるわけですがけれども、今まで私も多くの議員の諸先輩ともいろんなお話をさせていただきました。それぞれみんな諸先輩は農地を持っておられる方がほとんど全員でありました。農業に誇りを持って農業にいそしむというような状況にないということを非常に痛感しておられました。例えば大口町の保育園行政は、初めは農業に家族でいそしむために、小さな子供さんを保育園で預かってほしいんだというような意向が非常に強くて、そういうものに合わせた保育園行政であったように思いますけれども、次第に新住民がふえるに従って、保育園に迎えに行くにも肩身が狭い。なぜかという、農作業の途中で保育園に野良仕事姿で迎えに行くと格好が悪い。孫が引け目を感じると、こんなふうな話もあって、農業を一生懸命やって、それでそういう格好をしていること自体が非常に誇りが持てないというか、お孫さんたちにとっては恥ずかしいというような状況もあるんだなんていうお話もOBから伺ったことがあるわけですがけれども、今、日本全体でも、いわゆる工業生産をやる、工場に勤める、サラリーマンになるということに誇りを持って少年たちも夢を抱くわけですがけれども、農業に一生懸命邁進をしたいというような子供や若者が極めて少ない。最近ちょっと変わってスローライフといいますが、農業にいそしみながら家族と暮らしたいという若者も少しは出てきている状況があるわけですがけれども、なぜ農業に誇りを持って、あるいは希望を持って就農することができないかといえ、やはりそれだけの収益が保障されていないという側面が非常に強いからだというふうに思うんです。

ちなみに、国の農業予算は年々減らされていることは御承知のとおりであります。とりわけ日本の農業予算は農業土木などにはかなりの比重があるわけですがけれども、所得補償や価格保障といったことについてはだんだんだんだん予算が削減をされている。例えば皆さんも御承知のとおり、大口町では米1俵で大体生産者に渡るお金が1万2,000円、あるいは1万3,000円程度。ところが、1万5,000円程度手に入らないと実は黒字にはならないんだと、収益が出ないんだというふうに言われます。日本全体でいいますと、1俵当たり1万7,000円程度の価格がないと幾ら大規模農家でも収益が上がらないと、米をつくって。そういう状況になっていると

いう状況でございます。

そこで、政府はどんなことをやっているかといいますと、去年は品目横断的というような所得補償。ことは名前が少し変わりましたね。水田畑作経営所得安定対策という名前での所得補償予算が若干あるわけですがけれども、大口町の予算書にもそんなものが少し載っておりますが、大口町における稲作、あるいは畑作に対する所得補償というのは具体的にどんな状況なんですか、わかったら教えてください。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 大口町の状況については御存じかと思うんですけど、国の方針でやっているだけということで、町独自の施策というのはないという状況でございます。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 町長も、町長になられて約10年、大口町で農業公園構想というものを掲げられてきました。鈴木町長の時代には朝市をつくって、それをさらに酒井町長が発展をさせてきたというようなことや、れんげまつりや、あるいは地産地消を進めるために学校給食に地元農産物を取り入れる努力とかいろいろやられてきましたけれども、農業を主体的にやっておられる専業農家の皆さんや、あるいは兼業農家の皆さん、自給でやっている皆さん、そういう皆さんが本当にこれからも農業を続けていこうというような環境にあるかといえば、非常に困難な状況を迎えているなあというふうに私は思うわけでありましてけれども、例えば大口町には幸いなことにオペレーターという皆さんがおられて、遊休農地の拡大を防いでおられる。それで収益も上げてこられたという経緯がありますけれども、このオペレーターの皆さんを初め専業農家の皆さんの後継者問題は非常に深刻な状況があると思うんですけども、この問題はいかように町としてとらえられ、そして何らかの具体策があるのかどうなのか、お伺いをしたいと思います。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） オペレーターの方々、専業農家の方々の後継者についての町の考え方というような御質問であったかと思えます。

御存じかと思うんですけど、オペレーターは68ぐらいの数があったと思うんですけど、年齢層としては非常に今現在は若い層になっておりますので、現時点では後継者の問題に直面しているという状況ではないですので、そのものに対しての具体的な取り組みという状況にはないという段階でございます。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） いろんな認識の違いがあってもやむを得ないんですが、オペレーターの方もかなり高齢の方もおられます。大口町で一番大規模にやっておられるんじゃないかなあと思われるような皆さんの中に、高齢者と言っては申しわけないのかもわかりませんが、60歳を過ぎた皆さんもオペレーターの中にはおられるわけですね。いずれにいたしましても、日本全体もそうですし、大口町でも後継者の問題、農地の保全の問題、収益の上がる農業をどうして育成していくのかというような問題、いろんな課題があると思うんですけども、農業委員会に農地転用が適正かどうかというようなことも審査していただいて、努力もしていただいておりますけれども、農業委員会には農業を振興させるという視点での活動も保障されておられるわけです。そういうことで、農業委員会もいろんな論議もされておられるんだろうと思います。農業委員会が積極的に行われているところでは、建議書を取りまとめて、いろんな調査をやって、農業振興のための建議を行政当局に対して提出するというようなことをやっておられる農業委員会もございますけれども、大口町ではそういう建議というのはやられたことがあるのか。あるいは、建議をやられないとしても、農業委員会から大口町の行政に対していろんな要請事項等が農業振興という視点であるのかどうなのか、あればその内容を教えていただきたいなと思います。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 農業委員会の建議というような御質問をいただきました。

農業委員会は、御存じかと思うんですけど、農地法や農業経営基盤強化促進法等の法令に定められた事務を行う委員により、行政委員会として農地の権利移動についての許認可や農地転用の業務を中心とした農地行政の執行を行い、地域における土地利用のあり方を踏まえた優良農地の確保と有効利用に取り組んでおります。また、農業者の公的な代表機関として、農地の確保・有効利用と担い手の確保・育成を中心に地域農業の振興に寄与するための取り組みをするとされています。

大口町農業委員としては、各種研修に出向き、農家の所得向上等の問題を研修していただいておりますが、非常に難しい問題でございます。継続して取り組むまでには至っていないのが現状でございます。農業委員会等に関する法律の第6条第3項の規定により、農業委員会は農業者の公的機関として区域内の農業及び農民に関する事項について意見の公表や建議や答申ができることになっております。現在のところ、町に対して建議は出されておませんが、町としましても農業委員会の事務を所掌しておりますので、今後とも委員会へ積極的な各種情報の提供、さらには提案を行い、農業の活性化に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っています。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 農業委員会も含めて、行政当局も大口町の農業と農地の保全をどうするのかという視点で実態をきちんと調査をして、正確に把握をすることがまず先決ではないのかというふうに思います。そういう意味では、兼業農家も含めて、日本共産党は農業に引き続き従事していただける、あるいは後継者もきちんと確保していくという視点での支援が行政として必要な時代に来ている、必要だという見解であります。そういう意味で、農業委員会なども含めて現在農家が抱えるさまざまな問題、とりわけ後継者の問題、後継者がいなければ農地はどうしようとしているのかというような問題を把握する必要があると思うんですね。同時に、大口町の田んぼを中心にした農地は、農業を維持することができないということで土地を手放されておられる方が毎年毎年おられるわけですが、そういう皆さんの土地を大口町内の方がまた取得をして、農業を維持するだけではなくて、町外の皆さんがどんどんと農地を取得して大口町の農地を耕しておられるというような状況もありますけれども、大口町の田んぼを中心とした農地の町内所有者と町外所有者・耕作者の割合はわかりますか。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） まことに申しわけありませんが、後でお答えさせていただくということで御理解をお願いします。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 町長の農業公園構想でも、農業の持つ五つの要素が大事なんだと。景観とか交流とか環境とか、いろいろと言われています。まさにそのとおりであります。日本共産党が発表いたしました農業再生プランによれば、農業生産額に匹敵する8兆2,000億円程度の多面的な機能があるんだというふうに日本学術会議が試算をしていることも述べております。それは環境とか景観とか災害の防止とかいう意味なんです、大口町も農地が年々減少しております。減少するに従って、時として降る大雨に対応できなくて道路が冠水する、あるいは浸水被害が出るということが非常に心配な状況です。東海豪雨の際に起きたあつた被害を防止するためにも農地の保全が非常に大切になっております。大口町でも浸水被害を防止するための新たな県の基準に基づいた対策は、余野1号緑地の下に遊水池をつくるとか、他にもう1カ所遊水池をつくるかというようなことで億単位の投資をする計画ですが、これは30年かけてやればいいということで、床下浸水はやむを得ないと。床上浸水だけは防ごうという程度のものであります。

じゃあ、それだけの投資をしてしまうよりは、これから農地の減少を未然に防いで、農地の湛水機能をきちんと維持するということは何の投資もなくできることなんですね。単純に考え

ますと、1,000平米の田んぼに、深さ1メートルの田んぼなら1,000トンの遊水池機能があるわけですね。私は非常に大切な機能だと思うんですけども、そういう意味で日本共産党はどう言っているかといいますと、まず米など農産物に対する価格保障、これを生産費に見合うようにきちんと保障すべきだということを提言しております。全国平均で1俵当たり1万3,000円程度の生産者価格しか今はありません。ところが、生産費はこれを2,000円程度上回っているというのが現状で、大規模に稲作をやっているにもかかわらず赤字を余儀なくされるとというのが現状であります。4割もの減反をやるんじゃなくて、そこにきちんと稲を植えて、米粉にしてパンなどにするとか、あるいは飼料用の作物に転用するというようなことをやって、その上で食用の米をつくるのと同等の所得が得られるような所得補償をきちんとすべきだと。でなければ、田んぼの維持ができない、農業経営が維持できないのではないかということを提言しております。

もう一つは、景観や環境や災害の防止という意味で、大規模・小規模を問わず面積当たりにきちんと補償することも必要だろうということも提言しております。ちなみに、農地の減少を防がないと水害が防げないということで、田んぼに対して面積当たりに助成金を交付した例も近隣でもありますね。そういうことも検討しなければならない時代に私は来ているというふうに思います。

政府についても日本共産党は求めてまいりますけれども、現状、大口町は水田が中心ですけども、幾ら米を一生懸命つくっても生産費に追いつかないような現状をきちんと認識する必要があると思うんですね。例えば、こんな話もあったそうであります。大口町の田んぼは水を張ってくれる時期が非常に遅いので、結局、作付が遅くて収穫も遅い時期になる。8月末ぐらいに米がとれる早場米と比較をすると1俵当たりの価格が非常に低くて、それで収益性がなおさら大口町では上がらないと、そんな声もあって、何とか大口町の田んぼにも早く水が引けるようになれば、水田の耕作をやっている皆さんも収益が上がるんだがなあとか、いろんな話が実はあるそうであります。そういうことも念頭に置いていただきたいと思うんですけども、私が言いたいのは、今一生懸命農業に携わっている皆さんが収益が上がらない、農業を幾らやっても赤字だというような実態が非常にあるんだと。そういう実態を、農業委員会や、あるいは農協などともタイアップをしながらきちんと把握すべきだと思うんです。もちろん大きな収益を上げて農業で生活が維持できているという皆さんもおられるでしょうけれども、半面そうではない、逆ざやで赤字に苦しんでいる皆さんも多くおられるわけですので、その実態をきちんと把握していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 農業だけじゃなくて林業も漁業もそうでしょうし、一番の衰退している原因は、議員がおっしゃられたとおり所得の補償がないと。生活できないという状況



の中で、要するに魅力がないという中で若い方がその職業につかれないという状況が今の状況になってきておるといことでございます。大口町も当然そのような状況でございますし、大口町は水田が主体の農地でございますので、当然稲作が中心という状況ではございますが、今言われたように水稲での収益というのがますます厳しくなっている状況の中で、その他の品目についての作付等で収益化を向上させていくとか等々は当然ほかの方も考えてみえると思えますし、そういう取り組みを真剣に考えていかないかん状況にはなっているのではないかなあと思えます。

ただ、先ほど言われたように大口町は水が入る時期というのは歴史がございまして、今よりもっともっと遅かった時代がございまして、最近はこれでもまだ早くなったような状況でございますが、小麦をつくっていたとかジャガイモをつくっていたというようなことで、水が入ると収穫ができないというようなことで非常に遅かったという町の歴史もあるみたいでございまして、ちょっと話はそれておりますが、そのような中で、いかにしておっしゃられたように若い方が農業に魅力を感じて農業につける状況をつくっていくかというのが、大口町だけの問題ではないと思うんですけど、国全体の問題であるというふうには認識しておるんですけど、特に大口町ではそういう方々が農業につけるまちにしていくべきであるというふうには思いますので、その辺のところは今すぐ、方策なんていうのは一朝一夕に考えられるものではないと思いますが、いろいろと成功しているところもありますし、そういうところも参考にしながら、若い方が魅力を感じていただいて、農業をやってみようというまちにできるような形でいろいろと勉強してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

( 2 番議員挙手 )

議長 ( 吉田正輝君 ) 田中一成君。

2 番 ( 田中一成君 ) 私は消費者でございますので、消費者の立場から言いますと、スーパーにいろんな生鮮食料品、食材を買いに行っても 8 割方は輸入品だというふうに言われております。輸入品は、中国ギョウザの問題じゃありませんけれども、非常に安心・安全という面では、今、日本人は非常に不安を抱いている。せめて日本国産が食べたい。あるいは、大口町に住んでおれば、大口町の顔の見える農家の皆さんがつくった食材が食べたいという思いが強くて、たとえ 2 倍、3 倍しても安心な米を食べたいというようなことで、10キ口当たり 3,000 円の米もありますけれども、10キ口当たり 5,000 円でも 6,000 円でも、中には 1 万円でも安心で安全な米を食べたいという人も消費者の中にはおられる状況であります。そういう意味では、米に限らず、大口町の食料自給率は、昨日の酒井廣治議員の質問に対する答弁で承りますと、29% ですか。日本の食料自給率は、これだけ農地がありましてわずかに 29%、これは工夫のしようがあるというふう思うんです。

いずれにしても、私どもも努力をして、大口町の農地や農業の実態はどうなのか。農業経営を営んでいる兼業農家の皆さん、自給農家の皆さんを含めて、農業について行政の支援、あるいは消費者の理解というものをどういうふうに求めておられるのか。あるいは、消費者の立場からいえば、大口町でできている農産物をできるだけ近くのもの食べたい、安全なものを食べたいという思いの方が非常にふえている昨今であります。農業経営者と農業にいそしんでいる皆さんと、そして消費者である町民とが相協力をしながら、大口町の農業に大いに関心を持ちながら、実態をつかみながら、そして協力・協働していけるようなまちづくりができればいいなあというふうに思います。

そういう意味で、大変おこがましい話ではありますが、私は食と農業を考えるシンポジウム、大口町に限らず、この近隣の自治体の多くの農家の皆さんや関心のある皆さんに呼びかけて、あるいは農協や農業委員会の役員の皆さん、行政当局にもお願いをして、そんなことをともに考えるようなシンポジウムなどをぜひ企画したいなあというふうに考えておるところであります。そういう際には、ぜひ執行部もそうしたところに御参加をいただいて、ひとつ農業振興のためにアドバイス等をいただければということをお願いして、この問題についての質問を終わらせていただきます。

2番目は後期高齢者、いわゆる長寿医療制度についてお伺いをいたします。

さきの議会でもお尋ねをしたわけでありまして、今度の新しい制度については、75歳以上の皆さんに対して医療を差別する内容はないというような答弁が部長からされたように、議事録を改めて見ますとあるんですが、本当にそのようにとらえられておられるのか、まずお聞きをしたいと思います。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 御質問の件につきましては、一般的に言われる包括診療、診療報酬点数でいきますと後期高齢者診療料ということになりますけど、これにつきましては、制度スタート前の段階で私どもも的確に把握をしていなかったという中で、診療体系については問題ないという御答弁をさせていただきました。その後、刻々とわかってくる中での御回答内容になりますけど、後期高齢者の方の診療に関して慢性疾患の治療が多く、糖尿病等の慢性疾患の病気に対して継続的な医療を提供していく必要から、病状に変化のない場合、あるいは病状に変化が出た場合でも1月600点を限度とする診療方法が適切と考えられ、今回こうした制度の導入がされたというふうに認識をしております。この制度は、高齢者の方が慢性疾患でなく、例えば風邪、腹痛等の医療を受けられる場合において何ら医療を妨げるものではないというふうに理解しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 年金から天引きをされていることと同時に、75歳以上の皆さんに対する医療の内容がそれ以下の皆さんと差がつけられたということに対して、うば捨て山だと。それも、保険料を払って入山料を払わなきゃ、うば捨て山にも行けないひどい制度だといって高齢者の皆さんは怒っておられるわけでありませぬ。

現実に、診療報酬の点数がありますね。75歳未満の一般の皆さんの診療報酬の点数表をベースにして、75歳以上の後期高齢者の皆さんに対してはまた別の項目を新たに設けているという事実があるわけでありまして、明らかに75歳以上の皆さんに対する診療、検査などについての差別があるということは御認識をいただかなければなりません。

さて、年金から天引きをすることに大きな批判があるわけでありませぬけれども、4月と6月13日と天引きをされております。この特別徴収された人は一体何人で、大口町の場合、平均額は幾らであるのか。それから、年金の額が低くて年金から天引きをされない普通徴収の対象者、それからその納入者、平均額、あるいは滞納者の状況を教えていただきたいし、それから普通徴収の方で無年金の方もおられるんですね、多分。そういう状況はどういう状況でしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） まず、4月に徴収しました方につきましては1,136名です。平均額としましては1万2,291円でございます。それから、普通徴収の対象者等につきましては、広域連合が賦課するもので、第1期分は大口町の条例によりますと7月ということになっておりますので、現在、この7月の本算定に向けましてテスト段階であり、今回はこの回答はできませんので、御理解が賜りたいと存じます。

なお、現在、無年金者で確認できている人数は4名でございます。よろしく申し上げます。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 普通徴収は7月が第1期であるから滞納者はいないわけですが、この普通徴収の対象者というのは、数はわからないんですか。わからなければまた調べておいてほしいんですが、このように町当局から75歳以上の皆さんの実態が遠く離れた存在になってしまっておるんです。非常にいけないことですね。もう役場の職員の皆さんは75歳以上の皆さんのさまざまなそういう実態について把握ができない。全部広域連合任せという状況です。おまけに、広域連合には大口町から議会の代表も出ていくことができない。この地方では、犬山のピアンキ議員が1人行っているだけと。全くひどい話ですね。75歳以上の皆さんの医療について、ここで述べても、さっぱり反映することもできなければ実態もわからない。こういう状況は少なくとも改善をしていただかなければ、本当に後期高齢者の皆さんはお怒りがおさまら

ないと思うんですよ。せめて、すべての自治体から1名以上、広域連合の議員として代表を送れるようなシステムにしなければ、75歳以上の方は各市町村、広域連合の議員もいないところは本当に置き去りになっていくんじゃないですか、これ。こんなことで、75歳以上の皆さんに責任を持った行政など大口町としてできないんじゃないでしょうか。いかがですか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 広域連合の議員定数の問題かと思います。いろいろと広域連合の立ち上げの折に規約の中で議論もさせていただきました。最終的には愛知県の広域連合につきましては、この大口町を含む5市2町の中では、ある意味で輪番制と申しますか、そうしたものを決める中で5市2町の中で3議員を出すというようなことで一応規約についても了解されておるところでございます。この議員定数の問題につきましては今までにも御意見を賜っておりますので、機会があるたびに広域連合の方にはお話をしておりますが、なかなか全市町村に1議員ずつというようなところまでは行っていないのが実態というふうにとらえております。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 75歳以上の皆さんに対する差別は、特定健診という制度になりまして、健診制度にもこれは影響を及ぼしているわけでしょう。私の40年来の友人が最近がんになって、今闘病生活を送っております。大腸がん検診、胃がん検診、乳がん検診、それから前立腺がん検診というものはやっていますね。大口町でもできますね。住民健診だけではだめで、人間ドックがかなり住民健診よりは確率の高い健診制度なものですから、費用はかかりますけれども人間ドックにもかかりたいということで、年齢に差別なく今までは受けられたわけですけれども、今度75歳以上の皆様は人間ドックは公費の助成なしで、100%自費でやらないと受けられない。これに本当に怒っておられる皆さんがいるのは当然の話ですね。住民健診については75歳以上は無料にするという話ですが、人間ドックについても今までどおりきちんと75歳以上も75歳未満の方と同等に助成をして受診できるチャンスを与えなきゃ、これは本当の意味で差別じゃないですか。どう思います。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 人間ドックにつきましては、これまで国民健康保険加入者につきまして実施していたということで、当然20年4月以前につきましては後期高齢者に移行されるという方も国保の加入者でございましたので、19年度までは人間ドックが受けられたというのは当然でございます。20年4月からは対象から外れるという中での問題かと思いますが、確かに健診内容が若干異なるわけでございますが、人間ドックで受けるか、あるいは町のこれま

での基本健康診査、これからの名称は特定健康診査というような名称になりますけど、特定健康診査につきましても、75歳以上の方につきましても名称は変わるとして、同じ内容での健診を20年4月から実施するという中で、加えて現在既に行っておりますがん検診を実施していただければ、ほぼ人間ドックをやったと同じような結果が得られるということで今啓発に努めております。

ただし、この人間ドックにつきましても、国保の中の健康増進、保健事業の一環としまして19年度までは取り組んでまいりましたが、国の補助金がなくなってきておるという中で、健診内容のあり方、国保でやるのか一般会計でやるのかといったことにつきましても少し研究の余地があるかなというふうに考えております。

( 2 番議員挙手 )

議長 ( 吉田正輝君 ) 田中一成君。

2 番 ( 田中一成君 ) 大口町の人間ドックの内容ですけれども、特定のがん検診、大腸がんとか胃がん検診とか乳がん検診とか、それだけでは見つけれないがんがありますね。肝臓がんとか膵臓がんとか、そういうものはどういう健診を受けたらわかるのかと保健師さんに聞きましたら、人間ドックの中で腫瘍マーカーという項目が入っている人間ドックを受けると、体じゅうのどこにでもがんの兆候があるということがわかります。ですから、大腸がん検診とか胃がん検診とか乳がん検診とか前立腺がん検診とか、そういう検診だけで見つからない部位にできたがんについても、人間ドックの中で腫瘍マーカーという健診項目があれば、その腫瘍マーカーで大体予兆がわかって、体のどこの部位にできていてもわかる。これを受けてさえいただければ、今のところすべてのがんを早期に発見することが可能ですというお話ですけれども、そういう人間ドックが75歳以上の皆さんは公費による助成によって受けられないという状況が今あるわけですよ。これは、75歳まで生きたんだから、もうそんなことをやらなくてもいいよといって除外する。今度の後期高齢者医療制度の改悪の精神に本当にぴったり合っているんですね。これは本当にひどい話ですよ。

今、人生80年、90歳を過ぎてまだ元気な方もおられます。先日、さつきヶ丘の公民館分館で、この後期高齢者医療問題についての懇談会を保険医協会の専門医に来てもらってやりました。最高齢93歳の方が見えました。私は92歳まで働いてきたと。なぜかといえば、若いときに息子さんを亡くして、一家を支え続けなければならなかったから必死になって働いてきたと。そして、一定の所得もあり保険料もいっぱい納めていますから、多分年金も相当な額なんだろうと思いますけれども、ところが聞いてくださいと。この後期高齢者医療制度が始まったら、年金から今まで天引き額は2万数千円だったのが倍の4万数千円になったと。おまけに人間ドックも受けられない。いろいろと医療に差がつけられるという話を聞いて本当にむなしいというよ

うなお話をされましたけれども、90を過ぎたって健診を受けて丈夫に過ごしたいと。一家の大黒柱として生き続けたいんだと。そういう元気で意欲のある高齢者の皆さんに対して、人間ドックをやるのに、もうあんたは年だから助成しませんよなんていう、そんな冷たいことはないと思うんです。

今のところ、国の言うままですとそういうことになってしまっているわけですから、一度大口町で独自にちゃんと予算を組んで、75歳を過ぎている方でも75歳未満の人と同等に人間ドックがきちんと受けられるというふうにぜひ検討していただきたいし、私の友人は膵臓がんでした。既に肝臓に転移している。間に合わなかったんですね。あといくばくかの命と宣告されたのと一緒ですよ。非常に私もお話しするのがつらいんですが、そういうことにならないようにするためには、大口町の人間ドックの中に先ほど申しましたように腫瘍マーカーの検査もぜひ取り入れていただくコースを、たとえ自己負担がふえてもぜひ検討していただきたい。そうしたら私もぜひ一度受けてみたいなあと思います。あらゆるがんがこれによって検知できるんですよ。大腸がん検診とか胃がん検診だけなら、大腸がんや胃がんしか検知できないんですよ。体じゅうのいかなるところにできたがんでも、この腫瘍マーカーというコースをもって健診を受ければ、これが早期に発見できるということです。ですから、それもぜひ検討していただいて、年齢による差別なくそうした健診が受けられるように、ぜひ大口町で積極的に検討していただきたいと思います。

敬老金もなくして、国の政策も非常に75歳以上の人に冷たいと。もう、うば捨て山だと。こんな政治に対しては次の選挙では本当に厳しい審判を下さなきゃいかんと私は思うんですけれども、各地の選挙の状況を見ますと、こういう高齢者の皆さんは投票所に足を運ばない。そういう意味で抵抗している状況が如実にあらわれていると私は見ております。非常に気の毒な状況だというふうに思うんですね。いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 特に健診関係のことですが、75歳以上の方に対しての人間ドック切り捨て等の問題、確かに年齢がいつているからこの健診については必要ないんじゃないかということにつきましては非常に人間の尊厳を無視しているというようなことになるかと思います。大口町としましては、今後2次予防の観点から、特にもろもろの健康診査につきましては、75歳以上の方に対する健診、さらには先ほどお話があったがん検診、総合的にどのようなあり方が望ましいのかということの研究の中で一定の方針を導いていきたいと、かように考えておりますのでよろしくをお願いします。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 後期高齢者医療制度については廃止するのが望ましいという方が、きょうの朝日新聞の朝刊を見ますと世論調査で59%。圧倒的多数が、こんな高齢者を見捨てる、うば捨て山制度と言えるような制度はとりあえず廃止をしてほしいというふうに言っております。日本共産党を含む野党4党は参議院にこの廃止法案を提出し、可決をいたしました。衆議院でもう少し会期が残っております。衆議院でもぜひこの論議をしていくべきだという立場が日本共産党の立場であります。残念ながら自民党は、論議はやぶさかではありませんと言っておりますが、他の野党が問責決議案を出した以上は、もう審議拒否だといって衆議院に出てこない。そういう状況で、残念ながらこの後期高齢者医療制度の廃止法案が衆議院では論議もされていないという非常に残念な状況があります。日本共産党では引き続き、この後期高齢者医療制度については廃止をさせるために努力をしていきたいというふうに思いますが、ちなみに75歳以上の皆さんに対する差別医療は、後期高齢診療科というものを設置した開業医を主治医に選択し、後期高齢診療科の診療でオーケーですと承諾した場合に生じてくる問題であります。そうした意味で、各県の医師会などについては、そういう申請をしないようにというようなことで抵抗されているところが多いわけでありませぬけれども、この大口町内、あるいは近隣で後期高齢診療科の設置というものを申請した開業医の状況というのはどういう状況でしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 6月1日現在でございますが、愛知県において愛知社会保険事務局へ届け出をされた医療機関は558件ございます。大口町では該当の医療機関はございません。扶桑町では2件、犬山市では4件、江南市では2件、小牧市で5件の開業医さんが選択し、届け出をしてみえます。しかしながら、高齢者の方がこれらの医療機関に行かれても、これまでどおり医療を受けられるということにつきましては何ら制限を受けるものでないということでございますので、よろしく申し上げます。

それから、先ほどの御質問の中で普通徴収の人数というような御質問にお答えできなかった点がございます。この人数につきましては、約500名ということで御理解が賜りたいと思いません。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） また部長から後期高齢診療科を選択しても何ら今までと変わらないという答弁があったんですが、よく事実を把握しにくいのかと思いますが、糖尿病などの慢性疾患において、1点が10円ですから、後期高齢者の場合、自己負担が1割ですので、月額自己負担は6,000円以内にしなければならないという制限が、糖尿病などの慢性疾患における検査などに加えられているんですよ。それは御存じでしょう。例えば糖尿病で安定する場合は、いいで

す。定期的にいるんな検査をやって投薬の量や種類などを決めたりするわけですがけれども、体が急変したというような場合には1ヵ月に1回だけじゃなくて、2回、3回と検査をして、投薬の量や治療方法についての変更をしなければならない。変更する場合には、ちゃんと検査をした上でなければ変更できないわけですがけれども、その検査などについて、600点という点数ではそれをオーバーする可能性があるわけでしょう。オーバーしても、開業医に入る診療報酬は600点以内と限定されているわけですよ。そういう場合に開業医が自分の持ち出しで検査をするか、あるいは我慢してもらって、検査はあまりしないでやってしまうかというようなことを迫られてしまうわけでしょう、これ。そういうことを75歳以上の人にだけに限定していることは差別だというふうに思うんですが、そういうことが起きるわけですがけれども、そういうことは全然起きないと想定されていますか、今までどおりだ今までどおりだと言われますけれども。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 確かにおっしゃるとおり、75歳以上の方につきまして後期高齢診療料というものが今回医療点数の中に加わったということにつきましては、事実そのとおりです。ただし、この治療に当たりましては、当然、各届け出をした医療機関のドクターが患者さんに対して十分説明をして同意を得る。一般で言われるインフォームド・コンセントといった中で、こうした被保険者の方の確認が得られる中で600点というものが論議されているということでございますので、これを選択されなければこれまでと同様の点数で治療が受けられるということで、私は従前どおりの医療が受けられるという判断をしておるわけです。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 部長の論理はわかりました。

後期高齢診療科、大口町内にはそれを申請した開業医がないということで胸をなでおろしておりますけれども、そういう申請をした開業医さんのところにかかっている、あなたは後期高齢診療科という科目で該当させていただいていいですかと言われた場合に、患者さんとして、いいえ私はそれじゃなくて、一般診療でお願いしますと言えば、今部長が言われたように75歳未満の方と同じ検査も治療も受けられます。しかし、それでいいですと言ってしまいますと、先ほど言ったように制限が加えられてくるということがあるんです。ですから、私どもが先日さつきヶ丘で懇談会をやったときにも、お医者さんにそういう質問が出ました。大方のお医者さんは、そんなことを今患者さんに75歳だからといって勧めるようなお医者さんはほとんどいないだろうと。だから安心してくださいと言っておりましたけれども、そういうものを勧められたときにも、患者さんとして、いや私は一般の皆さんと同じようにやっていただきたいと。



後期高齢診療科は選択しませんと拒否をすれば、今部長が言われるように差別医療はないんですよ。ですから、そういうことをきちんと75歳以上の人に周知する必要があります。知らないで不安におののいているんですよ。75歳になったから、お医者さんに行ったら差別医療で74歳以下の皆さんよりは検査も治療もカットされて、もう見捨てられるんじゃないかと、こういう不安を多くの人を持っているんですよ。そういうものを選択しなければ今までどおりですということをきちんと周知してあげないと、この不安はおさまらないですよ。ぜひ何らかの形で周知をしていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 確かに医療制度はどんどん複雑になってきておりますので、私ども事務局としましても日常よほど勉強しないといけないというような状況でございます。ましてや、被保険者、対象者になりますとわからないといった実態があるかと思えます。こうしたことから、なかなか個々に回るということもできないと思えますが、例えば健康課、あるいは福祉課、さらには当然保険年金課、さらには大口町の各課が行っている講演会、あるいは会議といった場を利用して制度の周知・説明等に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） そうした75歳以上の皆さんの不安を解消するために、あらゆる手段を使って早期に、そうした科目を選択しなければ今までと同じ医療が受けられるということを私はきちんと徹底すべきだということを再度強調しておきたいと思えます。

日本の総医療費は国内総生産に比較して先進国で最下位であるということは御承知だと思います。新自由主義、市場経済主義をとったイギリスは医療費の削減を物すごくやりました。医療崩壊をして、入院するにも風邪を診てもらうのにも、もう何時間も何日間も待たなければならないというような状況が起きて、労働政権、ブレア政権になってこの見直しを図って、日本より高い医療費の予算を確保して、この回復に努めてまいりました。しかし、日本は今、先進国中、最下位であります。

今、医師不足も起きているでしょう。この医師不足も、医者がふえると医療費がふえるからといって医学部の定数を減らし続けてきた結果なんですね。本当にひどい状況です。医者を減らせ、それから今度は35万床ある長期療養型のベッド、さきの議会でも言いましたけれども、家庭で診られない、いわゆる社会的入院の老人、今35万ベッドあるんですよ。これを約半分に減らすという改悪がされたんですよ。

それで、もう病院は迫られていますよ。どんどんどんどんベッド数が減らされて、何を言っ

ているのかといえば、今、自宅で亡くなられる方が全体の2割しかいないけれども、これを4割にすればいいんだと。4割にするのが後期高齢者医療制度の一つのねらいでもあると言われておるわけでしょう。社会的入院もやむを得ない方々がおられるわけですよ。それも、ベッドを強権的に減らして、自宅で亡くなりなさいと。さすがに、終末期の医療について過剰診療を行わないというふうに本人や家族に了解を求めた場合には診療報酬を引き上げると。この内容については自民党内からも、これは批判が強いからやめましょうと。今、見直しがされようとしておりますね。ひどい話ですよ。最後の終末医療まで75歳以上になったら差別をする。そんな内容が今の内容です。

従来 of 老人保健制度は、国民健康保険の中で一つの保険制度の中にちゃんと組み込まれておりながら、窓口負担だけは軽減をしよう。そして、年齢の差なく健診なども受けられる制度でありましたけれども、今度の後期高齢者医療制度というのは、あらゆる保険から全部75歳以上の人を除外して、75歳以上の人だけの医療保険制度をつくったと。これが非常にひどい制度であるということ当方も改めてきちんと御認識をされ、民意は、とりあえずこの制度は廃止をすべきだということでありまして、廃止されるのをただ漫然と見るだけではなく、75歳以上の皆さんの今まで述べてきたような不安を払拭するために町独自の御努力を最大限していただくように求めて、この問題については終わりたいと思います。

3番目に、学校給食についてであります。

学校給食運営委員会の委員長を拝命して第1回目の会議で、学校給食の値上げ案が教育委員会から提案をされました。委員長の立場ではあまり物が言えなくて、皆さんの賛成ということで、来年1月から小中学校の給食費を1食当たり20円値上げはやむを得ないということで給食運営委員会の結論は出たわけでありまして。

しかしながら、一言申し上げたいのであります。

教育長などはもちろん御承知でありますけれども、今、子供たちをめぐる食の環境はひどい状況です。飽食の時代と言われているのに、どんどんどん食の内容がひどい状況になっている。そういう状況の中で、学校給食における給食の食育、教育としての位置づけ、このことが再度強調されて、学校給食法も改定をされました。そういう中で、学校給食は子供たちの栄養と体の発達、生育を促すだけではなく、子供たちに対する食生活についての知識、教養といったものをしっかりと持っていただく、そういう趣旨も含めた教育でなければならないということが強調される時代になっているのであります。

そういう中で、大口町の学校給食費は平成13年に改定をされて今日に至っているわけでありまして、その当時と比べると1食当たりの食材費が三十二、三円値上がりしているんですよ。特に最近、この一、二年の間にひどいものは2倍以上、値上がっているんです。父兄の

皆さんや我々にしてみれば、子供たちに食べてもらう給食だから、純国産とは言わないですけども、せめて国産のものを多用して安全・安心な学校給食、とりわけ大口町内でとれる米や、あるいは農産物を活用して、そして農業や食育についての知識を身につけながら子供たちに喜んで食べてもらいたいなあと思うわけでありましてけれども、現在はもう給食費が足りないということで、デザート、あるいは添加物というものをなくしています。牛肉はとりわけ2倍以上にもなっているものですから、ほとんど全部豚肉に変えています。それから、多分80%以上、外国産を使用せざるを得ない状況なんじゃないでしょうか。とりわけ冷凍加工食品などについて国産のものを求めることなど、納入業者に対してとても求めることができない状況です。そんなことは言っておれないんです、今の状況は。そういう中で、学校給食費については来年1月からとりあえず1食当たり20円値上げをしていただきたいということで、学校給食委員会では了解されたわけでありまして。

が、平成13年当時と比べると、それでは全部補てんできないんですね。まだ17円足りないんです。結局、子供たちに我慢してもらう。しかし、1食当たり一気に30円も35円も値上げすると、今でも所得は伸びないのに、母子家庭の皆さんや何かがおられる。そんなに一気に値上げすることができない。苦渋の選択で20円の値上げということが給食委員会で結論づけられたわけでありましてけれども、じゃあそれでいいのかといえば、子供たちに対していいはずがありません。この不足分については町の一般会計等で補てんをして、平成13年当時の食材の水準をきちんと維持する。そういうことは大口町の財政状況からして、やってやれないことではないというふうに思います。そういう御努力をぜひ検討していただきたいなあとと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長兼生涯学習課長（三輪恒久君） 学校給食についての御質問にお答えをいたします。

今、いろいろな給食物資が値上がりしております。原因としては、石油の値上がりによる輸送コストや製品の値上がり、中国産ギョウザの問題による国内産の野菜の需要が増大していることなどが上げられます。また、小麦粉関連の食品、冷凍食品、加工食品が大幅に値上がりをしているところであります。このような中、給食センターといたしましても、現在の給食費を維持しながら安全な給食を提供することを前提に、栄養価を下げることなく食材等を変えて給食を提供してまいりたいと考えます。

去る5月29日に開催しました給食センター運営委員会において、給食費の値上げについては小学校・中学校ともに1食当たり小学校が230円、中学校が260円とすることで御了承いただいたところであります。学校給食費については、学校給食法第6条第2項に、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担となっております。今後、議会の御理解を得ながら、平成21年

1月より値上げをしてみたいと考えております。

また、引き続き関係機関にお願いしがてら、地産地消を通して安全な食の提供に努めてまいりたいと思っております。

(2番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 議員になりたてのころから学校給食については論議をしてみいました。学校給食費については基本的に保護者の負担ということが規定されていることは百も承知をしておりますが、補助をしてはならないという規定はどこにもないために、各自治体では食材費について補助をしている自治体もあることは御承知のとおりであります。全額自治体が持ちましようという自治体まで生まれていることも御承知のとおりであります。ですから、国のいろんな法律に縛られて身動きができないんじゃないんです。地方分権の時代です。自分たちの財政状況に見合って、自分たちの判断で状況をさまざまに打開していくということが、真に地方分権の時代に託されたものであるというふうに思います。そういう意味では、一般会計からの繰り入れで給食費の不足分については補てんをしていただくことを強く再度求めます。

同時に、学校給食については伏魔殿みたいな仕組みがありますね。学校給食会というのはどういうものか、説明してください。

議長(吉田正輝君) 教育部長。

教育部長兼生涯学習課長(三輪恒久君) 学校給食会は、学校給食センターの物資等をそれぞれ選定して、学校給食の食材を安定し、安い価格のもので供給する取りまとめをしているところであります。

(2番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 学校給食会というところがどこの県でもありまして、そこから直接食材を納入しているところもありますし、間接的に学校給食会が絡んでいるところもあるわけですけども、例えば今パンをつくる小麦粉が急騰している。だから、地元でとれた安くておいしい米で米飯給食をすれば給食の内容を低額で豊かにすることができるという側面があることはすぐにひらめくと思うんですが、これができないんですよ。できますか、今すぐ。

議長(吉田正輝君) 教育部長。

教育部長兼生涯学習課長(三輪恒久君) 今すぐ米をパンの代用品として利用するということは、加工的に若干無理があるところであります。まだまだ研究をしないとパンの持ち味がなかなか出てこないということもあります。

(2番議員挙手)

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） すぐというのは、年間契約してありますから、その契約を破棄してという意味じゃないんです。米飯給食でも、大口町の給食センターで炊いて毎日食べさせることはできないんですよ。ひどいんですよ。パンだって、アメリカから輸入した小麦粉でグルテンの少ないものでしかつけれないような状況。政府の政治の絡みの中で子供たちに安くておいしい米飯給食を最大限努力して自治体がやろうとしても、そこに学校給食会や国の政治などが絡んで、それができないと。これに抵抗して、毎日地元でとれた米を炊いて子供たちに食べさせる。

今、小麦粉が上がっている。パンが上がっている。そういうことに踏み出した自治体があるなんていうことも報道されていますね。立派だと思っんです、いろんな圧力をはね返して。そういう今の学校の給食までも自分たちの政治支配のもとに置いてぬくぬくとしているような団体には徹底的に抵抗して、安くておいしいものを地元で供給できるんですから、そのことにおいて、学校給食をきちんと改良できる点は最大限改良するという毅然とした態度が今市町村に私は求められているというふうに思いますけれども、御感想を。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長兼生涯学習課長（三輪恒久君） 昨日の酒井議員の「地産地消」という言葉の中で数値目標というのが出てまいりました。その中で、現在私ども多くの食材を地のものを使って消費をしていく。「地産」というのは「地」というふうに書きますけれども、これを読みかえて「知」というふうにすれば、大口町の農家の方がつくったものを目で見て、感謝の気持ちで食する、こういうふうな言葉も考えるものであります。さらに「地消」の「地」を「知消」、知る消費、これは多くの大口町の作物がどんなものがつくられているのか。それは、どういう地に合ったものが大口町に一番適するのかというような情報を今後子供たちに教えながら、総合教育の中で食育の関係を授業を通してそれぞれ教えていきたいと。

そういう中で、私ども今現在、品目が23品目今までありましたけれども、それをいかに多くの材料をできるか、今後農家と、さらにはPTAなりの関係者と一緒になって安全な食を提供していくように努力していきたいと考えております。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） きょうも西保育園の園児や父兄の皆さんが保育士さんたちとともに田植えをやっておられて、自分たちで田植えをして、できた米を保育園の給食に使うんだというようなことで地産地消を一生懸命やっておられましたけれども、まさに大口町でできた米を給食センターで直接炊いて、そして安くておいしい御飯を食べてもらうというふうに踏み出すべきだと思っんです。それができないなんていうのは徹底的に抵抗すべきですよ。そんな圧力は打

ち破っていくべきですよ。政治改革だ、地方分権だと言われている時代に、そんなことも打ち破れないようでは本当に情けない話だと思うんですね。

もう一つ、学校給食で父兄の皆さん等から、あるいは中学生から直接言われていることについて一言触れたいと思います。

新しい統合中学校が発足してランチルームができました。残念ながら予算の関係もあって、全校児童が一堂に会して食事をするスペースはありません。しかし、今、時間を違えて時差給食をやっておりますね。全員がランチルームで時差をかけて給食を食べている。「先輩がね、早く食べてくれんもんだから僕らが食べる時間が少なくて、待っているんだけどいらいらするんだわ。後片づけの時間も少ないし」と、もう子供たちは大騒ぎですよ。大変ですよ。御飯ぐらい一緒の時間に食べさせるべきだと私は思うんですね。たとえ給食をランチルームで食べられなくても、今月はこの学年は教室で、来月はランチルームというふうにして、給食の時間や昼休みは一堂に、ゆったりと楽しんで食事をする。要するにスロートイムな時間にしなければ、子供たちは教科方式で、授業と授業の間も一生懸命、教科書を2時間分持って走るんだそうですね。あっちへ行ったりこっちへ行ったり、今は大変だそうですね。走り回って、それは足は丈夫になるけれども、昼の給食の時間まで時間が制限されて、早く食べてくれんかなあ、前の人たちが遅くなるもんだから自分たちの食べる時間が少なくて、後始末の時間も少なくなって、昼休みの時間が少なくなって、また昼からの授業に走らないかと。それはやめてほしいという声がありますが、これは改善すべきじゃないですか。昼食の休憩時間や昼食時間は、私の記憶では楽しい音楽が流れてきて、全校生徒にお知らせして、生徒会の、あるいは児童会の連絡事項を聞いたりして、あるいは先生も一緒に食事をして楽しく過ごすという、ゆったりとした、給食があるから学校へ行くのが楽しみだという、私はそういう貴重な時間帯だというふうに思うんですよ。それを、せかせかせかせかと食べさせられて、待っていてというようなことで、せっかくの給食の時間がそういうことになっていては私は教育上もよくないと思うんです。ぜひこの点については見直しをして、同じ時間帯にきちんと給食が食べられるように検討をしていただきたいということを強く要望して、この問題についての質問を終わります。

次に、職員の皆さんの地域手当の廃止に伴う給与の改定問題であります。

現在9%あります地域手当、政府の基準に基づいて、これを2年後に廃止するんだという条例改正がなされました。このときの論議で、13%でもいい、15%でもいいというような基準が一方では特定の自治体に示されて、大口町はゼロだというような、国の定めた基準については100%理解できないという点では私と当局とは一致したわけであります。そして、大口町に新しく優秀な人材をきちんと確保するという意味から、この地域手当を廃止した暁にも有能な職員を確保し、職員の皆さんの仕事のやる気を奪わないような状況を検討しなければならないと

いう趣旨の御答弁もありました。今、現状どのように検討されているのか、御答弁がいただきたいと思います。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 地域手当の廃止に伴う職員給与についてでございますが、今も議員からお話がありましたように、この質問については平成20年3月のこの議会において、地域手当の支給を平成21年度末をもって廃止をする旨、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議決いただきました。これは、公務員制度改革、あるいは給与構造改革といった民間との均衡を考慮した取り組みの中で打ち出されたものであり、地方自治体の職員として、公務員を取り巻く環境が厳しい方向に変化していることを真摯に受けとめております。

地方分権により町民の期待は大きく増加し、また町民と行政はともにまちづくりを進める協働の関係に変わり、これまで以上に課題に対する行政の対応、実績が問われるようになりました。こうした中、町民に信頼される行政を実現するために、職務に対する意欲を持ち、町民の期待に確実にこたえることができる職員を育成していくために人事評価制度を導入してまいります。これは、第6次大口町総合計画に示しました、まちの将来像を実現するための意識、組織、そして財政の3つの改革を実行する方策の一つであり、平成21年度の制度実施に向け、現在試行をいたしております。人事評価制度は、職員一人ひとりが組織の目標を共有しまして、しっかりとした戦略を持ち、能力を発揮し、個々の目標を達成すると同時に組織の目標を達成することを目的といたしております。また、次の世代の人材を育て、生かしていくという側面も持ちます。民間企業、公務員の区別なく、給与は仕事をした結果、労働の対価として支払われるものです。能力や実績を重視し、それを給与に反映させることで頑張れば報われるということが明らかになれば、職員の意識に変化が起こり、行動にあらわれるとっております。職員みずからが進んで職務の改善に取り組み、より高い目標に挑戦することも期待できると考えております。

給与水準については、地方自治体により、職員数、年齢層、給料表の級数等に違いがあり、一概に比較することはできませんが、今後は、職責や勤務実績に応じた適切な昇給・昇格といった、納税者である町民の皆さんに対し説明責任が果たせる合法的な手段で対応してまいります。

職員の前向きな姿勢は、大口町が取り組む施策におのずとあらわれ、人材の獲得にあっても、そうした職員や施策に共感をし、一緒に働きたいと思われる組織を目指します。このように、職員の意識改革の連鎖により持続的に成果を上げる強い組織づくり、町民の福祉の向上につなげてまいりたいというふうに思っております。

2番（田中一成君） 時間が来たので終わります。

散会の宣告

議長（吉田正輝君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。

（午後 0時03分）